

令和元年10月11日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉

(組合)

まず、2020年度の業務執行体制の内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、地方公務員法第55条にもとづいて、勤務労働条件の確保に関する申し入れを行うので、交渉事項として誠意をもって対応するよう求める。

申し入れ事項は次のとおりである。

2020年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件が確保されるよう必要な要員を確保すること。また、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。

恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化しており、数年来の平均超過勤務時間数も大幅な改善が見られない状況である。また、新たに労使合意を行った超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇にかかる総務省からの通知を踏まえた取扱いが職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む措置はもちろんのこと、従前の手法を見直し、実効ある取組みを行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。

2020年4月から新たに制度導入される「会計年度任用職員」については、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。

「大規模災害」にかかる行政対応については、初動体制を含め業務の継続性を考慮した体制確保が困難な状況が明らかであり、実効性のある体制を確保すること。また、必要な対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。

安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、交渉・協議を行うこと。

(所属)

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、業務執行体制の改編などによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えている。

交渉については、10月24日(木)の午後7時から、中央卸売市場本場業務管理棟15階第3会議室で行うこととしたい。

本市の出席者は、総務課長、総務課長代理並びに総務課担当係長を予定している。

(組合)

了解した。支部側は支部長、副支部長、書記長の出席を予定している。

(所属)

それでは、よろしくお願ひする。